

虐待防止に関する基本理念と取り組み

生命の尊厳： 利用者をかけがえのない存在として大切にす

個人の尊厳： 利用者一人ひとりの、人間としての個性・主体性・可能性を尊ぶ

人権の擁護： いかなる差別や虐待を許さず、人としての権利を擁護する

社会への参加： 年齢や障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員として市民生活を送れるよう支援する

専門的な支援： 自らの専門的役割と使命を自覚し、研鑽を重ね、利用者が豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援をし続ける

全ての職員はこれを倫理観として持って業務に従事するとともに、虐待防止に向けて以下、具体的に取り組む。

項目	対象	時期・頻度
苦情受付・解決・記録	全職員	随時
ヒヤリハットの記録・報告	全職員	必要に応じて
身体拘束等の記録と報告	全職員	必要に応じて
身体拘束等の適正化について検討	全職員	必要に応じて
虐待防止委員会の開催	委員会	必要に応じて（少なくとも年1回）
研修マニュアルや掲示物等の作成や見直し	委員会	必要に応じて
委員会での検討結果を職員へ周知	委員会	必要に応じて（少なくとも年1回）
行政等が主催する研修への参加	管理者	必要に応じて
職員向け虐待防止等の研修実施	管理者	必要に応じて（少なくとも年1回）
虐待（不適切な対応含む）発生後の再発防止策の検討と職員への周知	委員会	必要に応じて
虐待再発防止策の実施	全職員	必要に応じて

※利用者及び家族等からの苦情は全職員が随時受け付けることとし、解決を図るよう努める。ヒヤリハットの対象となる事象が発生した場合や身体拘束等が必要な状態となった場合には状況を記録すること。これらについてはミーティングの機会等を利用して情報を共有し、対策を検討する。

※虐待防止委員会にて苦情相談・ヒヤリハット・身体拘束等の実績を集約・分析し、新たな課題と改善策を見出す。そして、その検討結果を職員に周知する。

※管理者は施設外（行政等主催）研修に参加するよう努め、職員に対する研修も定期的実施する。

※その他、虐待防止に向けた取り組みが持続可能なものとして機能するよう努める。